

(4)申請時:助成金額の算出方法について

Q4-1 市内事業者で施工した場合は、上限100万円となっていますが、市内に支店のある事業者でも対象となりますか？

A 対象となりません。(その場合、上限は50万円となります)
あくまでも、施工事業者が三沢市内に本社・本店を有する場合、または三沢市に住民登録をしている場合に限り、上限が100万円となります。

Q4-2 土地と建物で助成額が異なるので、別々に計算すると思いますが、建売住宅などで登記手続きを一緒に行った場合、登記費用を分けることが難しい場合はどうなりますか？

A 建物(住宅)分の経費として計算します。

Q4-3 複数の事業者と契約する場合で建物の建築工事は市内事業者が行い、電気や水道設備などの工事はその他の事業者が行う場合、助成金額はいくらになるのでしょうか？

A 市内事業者とその他の事業者で助成額の上限が異なりますので、全体の事業対象経費を按分して計算します。